

## 生活保護法による指定介護機関個別指導実施要領

### 1、目的

この要領は、被保護者の処遇向上と自立助長に資するために、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として行う個別指導の円滑・効果的な実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2、対象介護機関の選定

- (1) 介護サービスが提供されている被保護者が多い指定介護機関
- (2) 新たに指定した指定介護機関
- (3) その他、個別指導が必要と認められた指定介護機関

### 3、個別指導担当者

福祉部 福祉事務所担当職員 2名以上で担当する。

### 4、実施方法

被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を次の方法により実施する。

- (1) 個別指導は原則として実地に行うものとする。ただし、新たに介護扶助を行う指定介護機関のうち実地に指導を行うことを要さないものについては、複数の指定介護機関の管理者又は、その他の関係者を一定の場所に集合させて行うことができるものとする。

#### (2) 個別指導の着眼点

- ① 介護扶助に対する理解の状況
  - (ア) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱の状況
  - (イ) 身体障害者福祉法等、他法・他施策の活用状況
- ② 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保
  - (ア) 福祉事務所との協力関係の状況
  - (イ) 被保護者の処遇環境の状況
  - (ウ) 被保護者の生活費の取扱状況
  - (エ) 要介護者に関する介護記録の記載内容及び保存の状況
  - (オ) 介護報酬請求の状況

## 5、実施通知

個別指導の実施にあたっては、可能な限り当該指定介護機関等の業務に支障のない日時を選び個別指導実施の概ね1か月前までに、実施対象となる指定介護機関に日時及び内容等について文書をもって通知する。ただし、内部告発等により疑義が生じた指定介護機関等については早急に実態把握を必要とするため、この限りでない。

## 6、実施後の措置

- (1) 個別指導は、懇談形式による口頭指導を基本とするが、必要と認められる場合は、文書により是正改善を要する事項について通知し、改善状況の報告を求める。
- (2) 個別指導の結果、問題が認められた指定介護機関については、関係各課へ連絡する。
- (3) 特に必要と認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査する。

## 7、その他

個別指導の結果、必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関に対し検査を行う。ただし、上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容または介護報酬の請求に不正または不正を疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行う必要がある場合はこの限りでない。

## 附 則

この要領は、令和元年11月20日から施行する。